（不正利得の徴収）

第十七条の四　機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（受給権の保護）

第十七条の五　学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第二十二条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

（学資支給基金）

第二十三条の二　機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　学資支給基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3　通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補塡の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4　政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

（区分経理）

第二十三条の三　機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第二十五条第一号中「又は第十七条」を「、第十七条又は第十七条の二第一項」に改める。

第三十条に次の一号を加える。

三　第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

附則第十四条第三項中「「学資金」を「学資貸与金」に、「第一種学資金に」を「第一種学資貸与金に」に改め、「又は第十六条」の下に「の規定により第一種学資貸与金」を加え、「、第十六条」を「若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき」に改め、「第二十三条第三項」の下に「の規定により第一種学資金」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　文部科学大臣は、この法律による改正後の第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

（住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

一　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の五の項

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の八十一の項及び別表第二の百六の項

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　松野　博一
内閣総理大臣　安倍　晋三
内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十号

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（総務省設置法の一部改正）

2　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十九年三月三十一日の項を削り、同表平成三十三年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十四年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（農林水産省設置法の一部改正）

3　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成二十九年三月三十一日の項を削り、同表平成三十三年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十四年三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

4　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十九年三月三十一日の項を削り、同表平成三十四年三月三十一日の項を次のように改める。